仕　様　書

1　業務名

大崎市個人委託型地域おこし協力隊委託業務
（鳴子温泉鬼首地区を拠点とした観光まちづくり支援業務）

2　場　所

大崎市鳴子温泉鬼首地区及びその周辺地域

3　委託期間

契約締結の翌日から令和１０年３月３１日まで
※ただし，年度ごとに再度契約の可否を判断し，最長３年間更新することができるものとする。

4　業務内容

（１）地域資源を生かしたイベント等の企画・運営
スキー場やキャンプ場等の施設，地域の大自然を活用した新規イベントの企画・運営（過去に開催されていたイベントの復活や既存イベントの拡充を含む)。

（２）地域事業者との連携及び関係性構築
①地域内の事業者等を定期的に訪問し，現状の把握及び地域課題のヒアリングを行う。
②地域住民や関係団体との合意形成を図りながら，協働体制の構築に努める。

（３）情報発信による誘客促進
ＳＮＳ等を活用し，鳴子温泉地域への来訪や魅力訴求につながる情報を定期的に発信する。

（４）任期後の起業に向けた準備
任期満了後の地域内での事業展開・起業に向けた各種準備や計画の策定を行う。

（５）その他
地域維持に向けた新たな取組や持続可能な地域づくりの体制強化に関する業務を行う。

5　年度別目標及び成果物

受託者は，年度ごとに以下の目標及び成果を設定し，業務を遂行する。

（１）年度別目標

１年度	交流人口の拡大に向けたイベントの企画・運営２件／年 （誘客数１，０００人）
２年度	交流人口の拡大に向けたイベントの企画・運営３件／年 （誘客数１，５００人）

３年度	交流人口の拡大に向けたイベントの企画・運営４件／年 （誘客数２，０００人）

（２）成果物

有形成果物	・活動日報（都度作成・管理） ・年間活動報告書（毎年度末に提出） ・イベント開催実績表，企画書，マニュアル等
無形成果物	・地域への来訪につながるＳＮＳ発信（年間５０件以上） ・地域内における新規イベントの企画・運営に関する提案 ・地域内事業者との関係性構築，及び２・３年目における起業に向けた準備の進捗

６　著作権の譲渡等

本業務によって作成した成果物（中間成果物も含む）及びその著作権は，本業務委託契約締結前に受託者が保有するものを除き，発注者に帰属し，その権利は受託者から発注者に無償で譲渡されるものとする。

この規定に従って乙から発注者に譲渡される権利は，著作権法第２７条（翻訳権，翻案権等）及び第２８条（二次的著作物に関する原著作権の権利）に規定される権利も含むものとする。

受託者は，成果物に対する著作者人格権の権利を行使しないことに合意する。

７　進捗管理及び報告

受託者は日報等を作成し，鳴子総合支所地域振興課はそれを用いた面談を最低月２回程度実施する。

また，市が開催する活動報告会や業務に関する各種会議に出席し，進捗状況の報告や協議を行うものとする。

必要に応じて対面ミーティングや活動場所への同行，イベント実施時の立会い等を実施し，活動状況の把捉と適切な進捗管理を行う。

８　委託料及び経費の精算

報償費相当分	３，５００，０００円（月額約２９１，６００円）
活動費相当分	年間最大２，０００，０００円

※契約期間に応じて日割り等で減額となる場合がある。

活動に必要な経費については，活動費相当分の範囲内で，実費支給又は精算する。

９　隊員の活動に関する対象経費【活動費相当分】

対象経費は，次のとおりとする。

（１）住居，活動用車両の借上費
（２）活動旅費等移動に要する経費
（３）作業道具，消耗品等に要する経費
（４）関係者間の調整，住民や関係者との意見交換会に要する経費
（５）隊員の研修に要する経費
（６）その他活動に必要と認められる経費

10　委託契約の解除

市は，受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，契約期間中であっても契約を解除することができるものとする。

（１）活動実績及び成果が，明らかに不十分であると認められるとき。
（２）法令若しくは契約上の義務に違反し，又は協力隊員としての職務を怠ったと認められるとき。
（３）心身の故障のため，業務の遂行に支障があり，又はこれに堪えないと認められるとき。
（４）受託者が，契約解除を申し出たとき。
（５）協力活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
（６）地域おこし協力隊員としてふさわしくない非行のあったとき。
（７）市外へ転出（住民基本台帳法第１５条の３に規定する転出をいう。）をしたとき。

11　その他

（１）この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成２５年６月１日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは，契約を解除することがある。
（２）業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
（３）この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは，速やかに警察への通報を行い，捜査上必要な協力を行うとともに，発注者へ報告すること。また，この契約の下請負若しくは受託をさせた者が，暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは，同様の措置を行うよう指導すること。

なお，暴力団員等から不当要求又は妨害を受け，適切に警察への通報，捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で，これにより，履行遅延等が発生すると認められるときは，必要に応じて，工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

（４）この仕様書に定めのない事項等については，発注者，請負者両者協議のうえ決定するものとする。